

公立大学法人島根県立大学と安来商工会議所及び安来市商工会 並びに安来市との包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という。）と安来商工会議所（以下「乙」という。）及び安来市商工会（以下「丙」という。）並びに安来市（以下「丁」という。）は、以下のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁が包括的な連携のもと、地域の課題解決や人材の育成などをを行うことで、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲、乙、丙、丁は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 産業振興に関すること
- (2) まちづくりに関すること
- (3) 教育推進・文化振興・人材育成に関すること
- (4) 大学と企業の魅力創出、雇用機会の促進に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要と認めること

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲、乙、丙、丁が協議のうえ定めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲、乙、丙、丁は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条に規定する事項にのみ使用するものとし、事前に連携協力相手の承諾を得ている場合を除いて、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲、乙、丙、丁のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲、乙、丙、丁が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書4通を作成し、各自1通を保有する。

令和4年3月11日

甲 公立大学法人島根県立大学
理事長

二毛 仁正

乙 安来商工会議所
会頭

木口 重樹

丙 安来市商工会
会長

藤原 敏孝

丁 安来市
安来市長

田中 武夫